

廃棄物保管場所等の設置要領

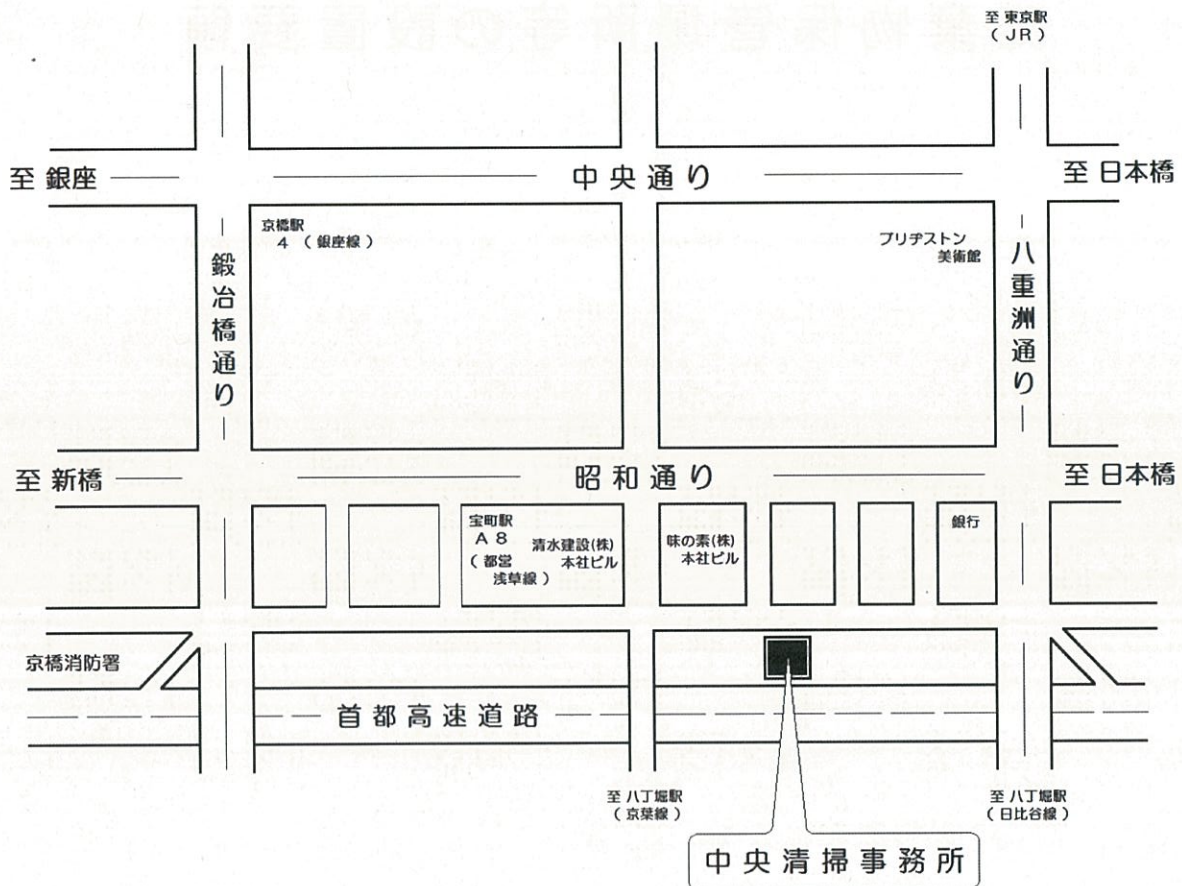
中央清掃事務所

(中央区環境土木部)

◎ 中央清掃事務所

* 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

□ 案内図



□ 最寄駅

- | | | |
|-----------------------|--------|------|
| • JR 東京駅、八重洲中央口 | ••• 徒歩 | 10 分 |
| • JR 京葉線、八丁堀駅、B 1 | ••• 徒歩 | 8 分 |
| • 東京メトロ 日比谷線、八丁堀駅、A 5 | ••• 徒歩 | 8 分 |
| • 都営地下鉄 浅草線、宝町駅、A 8 | ••• 徒歩 | 3 分 |
| • 東京メトロ 銀座線、京橋駅、4 | ••• 徒歩 | 10 分 |

〒104-0031 中央区京橋 一丁目 19番 6号

電話 03-3562-1521

FAX 03-3562-1504

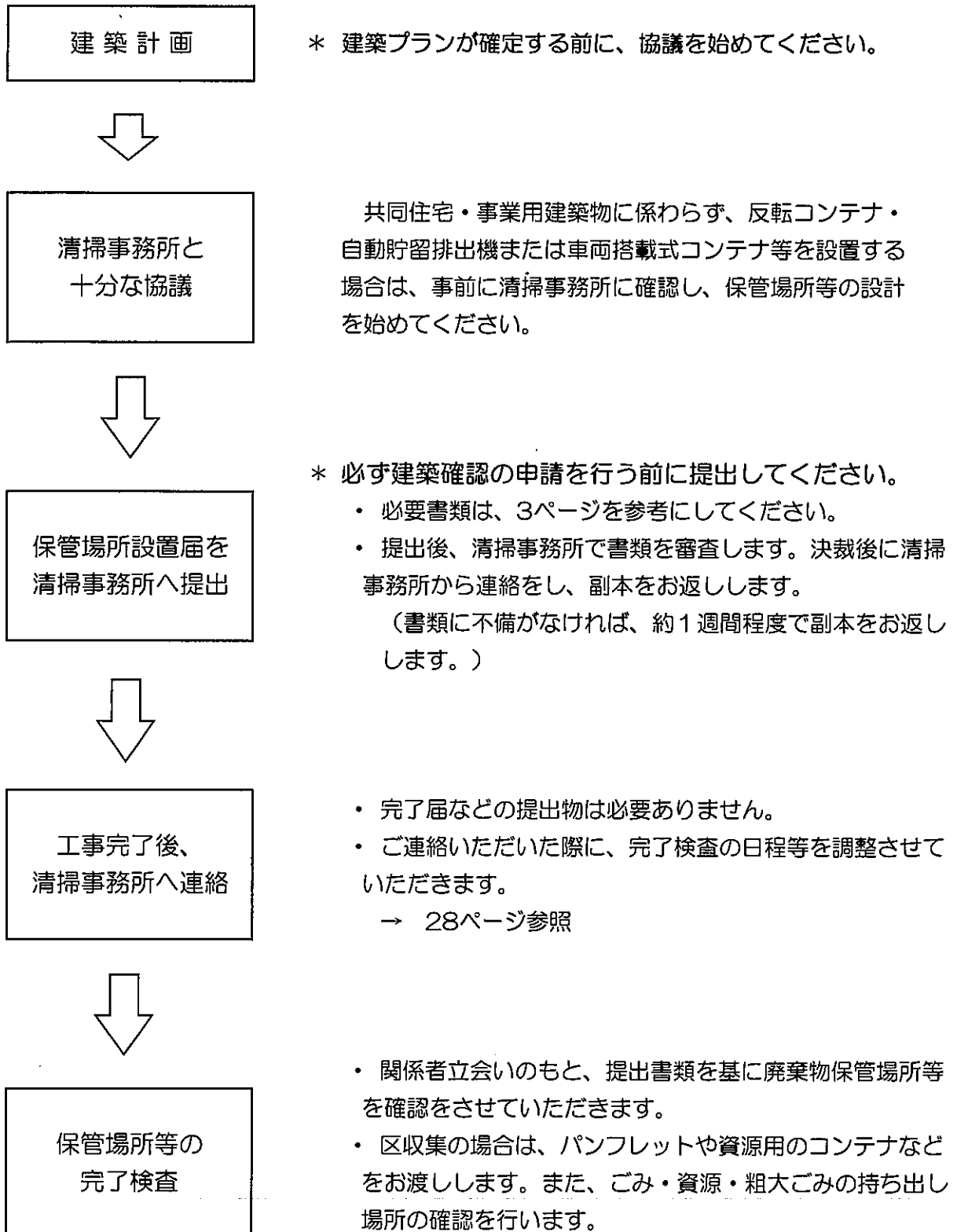
目 次

I	保管場所設置届等の提出から完了検査までの流れ	1
II	設置届の作成要領	2
	1 届出の対象となる物件と必要な保管場所の種類	2
	2 設置届提出の際の必要書類	3
	3 住宅用途の建築物の提出書類作成手順	4
	資料 3 「部屋面積別人員数」	4
	4 事業用途の建築物の提出書類作成手順	7
	資料 2 「施設用途別廃棄物排出基準」	7
	5 住宅用途及び事業用途の建築物の提出書類作成手順	11
	資料 1-1 「用途別床面積内訳書（住宅系）」	12
	資料 1-2 「用途別床面積内訳書（事業系）」	13
	資料 4 「大規模建築物の用途別・規模別・ 廃棄物保管場所等の設置基準及び処理方法」	14
	☆ 容器規格参照図	15
	資料 5 「容器及び必要面積算定表」	16
	資料 6-1 「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」	18
	資料 6-2 「再利用対象物保管場所面積計算表」	19
	資料 7 「保管場所の構造等の基準」	21
	資料 8 「保管場所等の配置例」	24
III	工事完了後の手続きについて	28
IV	関係文書	29
V	設置届等	43
	「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」	44
	「資源保管場所等設置計画書」	45
	「念書（記入例）」	46
	「委任状（雛形）」	47



I 保管場所設置届等の提出から完了検査までの流れ

保管場所等の設置に関して必要な届出等は、下記のような手順で進めます。建築計画のできるだけ早い段階で清掃事務所と協議したうえ、設置届け等の提出をお願いします。



II 設置届の作成要領

1 届出の対象となる物件と必要な保管場所の種類

建築物の種類	建築物の規模		必要な保管場所の種類			保管場所タイプ	
			廃棄物保管場所	再利用対象物保管場所	資源保管場所		
住宅用途の建築物 (集合住宅)	延面積3,000㎡以上		○	×	○	A	
	延面積3,000㎡未満	住宅の用途に供する面積が1,000㎡以上	○	×	○		
		住宅の用途に供する面積が1,000㎡未満	30戸以上の集合住宅	○	×		○
			30戸未満の集合住宅	×	×	×	D
事業用途の建築物 (事業ビル)	延面積3,000㎡以上		事業の用途に供する面積が3,000㎡以上	○	○	×	B
			事業の用途に供する面積が3,000㎡未満	○	※	×	
	延面積3,000㎡未満			×	×	×	D
住宅用途及び事業用途の建築物 (複合ビル)	↑ 上記それぞれに該当する保管場所が必要となります。					C	
5 住宅用途及び事業用途の建築物の提出書類作成手順 (1) を参照してください。							

※ 再利用対象物保管場所を設置しなくて良いということではありません。建物の規模に見合った面積の再利用対象物保管場所を設置してください。



該当する保管場所ごとに次ページで必要書類を確認してください。

- * Dのように届出の対象にならない建築物であっても、清掃事務所との協議が必要です。
 - ・ 住宅用途の建築物の場合は、必ず清掃事務所と持ち出し場所等の協議してください。
注 ごみストッカー等からの収集は行っていません。
 - ・ 事業用途の建築物の場合は、事業区域面積 100㎡ 以上の建築物については最低3㎡ の廃棄物保管場所が必要です。ただし、3㎡ 確保すれば良いということではありません。建築物の規模に見合った大きさを確保してください。

(中央区市街地開発事業指導要綱)

< 協議・届出先 > 地域整備課まちづくり推進担当係長
(中央区築地1-1-1 中央区役所 5階 Tel 3546-5474)

2 設置届提出の際の必要書類

2ページの1 または 11ページ 5の(1)で該当する必要な保管場所ごとに、以下の各書類を必ずA4版の紙ファイルにとじ、正副2部提出してください。

(1) 各保管場所共通

ア 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届 ▲ (44ページ)

イ 共通図面等

(ア) 建築物の用途別床面積内訳書

【資料 1-1】(住宅系) 【資料 1-2】(事業系) (12、13ページ)

(イ) 建築物の設計概要

(用途、規模、階数、建築面積、延床面積等がわかるもの)

(ウ) 建築物の案内図(地図の写しで可)・配置図

(エ) 建築物の各階平面図

(オ) 建築物の立面図(4方)

ウ 各保管場所

(ア) 保管場所等の配置図(*)及び敷地内運搬車通路道路図

(イ) 保管場所等の平面図・立面図・断面図(縮尺 50分の1)

(ウ) その他必要と認める図面等

*・・・各階平面図で確認できれば省略できます。

(2) 廃棄物保管場所等

容器及び必要面積算定表 → 【資料 5】(16、17ページ)

(3) 再利用対象物保管場所

再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準 → 【資料 6-1】(18ページ)

(4) 資源保管場所等

ア 資源保管場所等設置計画書 ▲ (45ページ)

イ 容器及び必要面積算定表 → 【資料 5】(16、17ページ)

(5) 念書 ▲ (46ページ)

(6) 委任状 ▲ (47ページ)

▲・・・正本・副本に、建築主(事業主)の押印が必要です。(コピー不可)

次に、2ページの保管場所タイプ別に以下の作成手順を参照してください。

A・・・「3 住宅用途の建築物の提出書類作成手順」を参照。(4ページ)

B・・・「4 事業用途の建築物の提出書類作成手順」を参照。(7ページ)

C・・・「5 住宅用途及び事業用途の建築物の提出書類作成手順」を参照。(11ページ)

3 住宅用途の建築物の提出書類作成手順

(2ページの保管場所タイプAの建築物)

● 廃棄物保管場所等と資源保管場所等の面積算出

(1) 【資料 1-1】「用途別床面積内訳書」を作成する。 → 12ページ参照

- ① 各階の面積の内訳や人員数等を計算してください。人員数は、原則として、【資料 3】「部屋面積別人員数」により算定してください。ただし、実際に使用する人員数が確定している場合は、その人員数を記入してください。

【資料 3】 部屋面積別人員数

部屋面積	人員数
～ 20 m ²	1.0 人
～ 30 m ²	1.5 人
～ 40 m ²	2.0 人
～ 50 m ²	2.5 人
～ 60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

施設の用途	排出基準 / 1日
共同住宅	1.00 kg / 人

* 実際に使用する人員数が確定している場合は、その人員数を記入してください。その際は、根拠となる資料を提出してください。

- ② 専有部分（廃棄物・資源排出対象）と共用部分は区別してください。

(2) 【資料 5】「容器及び必要面積算定表」を作成する。 → 16ページ参照

<1 容器の算定表、2 必要面積の算出表を作成する>

- ① (1) で作成した【資料 1-1】「用途別床面積内訳書」をもとに算定してください。
→ 12ページ参照

- ② 発生する廃棄物・資源の量を算定する。

ア) 原則として【資料 2】「施設用途別廃棄物排出基準」により算定してください。住宅の場合は、「1kg/1人」となります。 → 7ページ参照

イ) ア) で算定した排出量を、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源（古紙・びん・缶・プラ類）」に区分し、その割合を算定してください。

☆ 各区分の割合と、1 m² あたりの重量

	燃やすごみ	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	プラ類
割合	0.65	0.05	0.15	0.03	0.02	0.10
重量	190 kg	190 kg	190 kg	250 kg	60 kg	35 kg

※ プラ類・・・プラスチック製容器包装とペットボトル

③ 収集間隔を算定する。

中央区の収集となるので、以下の表のとおりです。

燃やすごみ	3日
燃やさないごみ、資源	6日

* ただし、京橋・銀座・日本橋1～3丁目・八重洲の燃やすごみは、1日で算定することができる。

④ 【資料4】「大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管場所等の設置基準及び処理方法」に基づき、廃棄物・資源の保管設備を決める。 → 14ページ参照

ア) 廃棄物（燃やすごみ・燃やさないごみ）は次のいずれかになります。

容器	原則として60ℓ以下（11kg）のもの → 15ページ参照
反転コンテナボックス	原則として0.7㎡（133kg）のもの → 26ページ 図3 参照
自動貯留排出機	排出量、保管日数等に応じて廃棄物を十分に収納できるもの

※ 容器の選定に際しては、清掃事務所と十分に協議してください。

イ) 資源は次のものを使用します。

・ 古紙・びん・缶は、50ℓ（0.2㎡）のコンテナとなります。 → 15ページ参照

* なお、古紙は本来束にして排出しますが、面積算定の便宜上コンテナ容器による換算になります。

・ プラ類は、200ℓ（0.25㎡）の専用ネットになります。 → 15ページ参照

※ コンテナ容器とプラ類専用ネットは、区で貸し出します。

⑤ 容器の必要個数を算出する。

ア) ①から④までの数値を使用して、基準個数を算出してください。その基準個数に予備率（40%）を加算したものが、容器の必要個数になります。

* 予備率とは、年末年始や災害時などの、収集が曜日どおりに行われない場合を想定したものです。

イ) 自動貯留排出機の場合は、清掃事務所と十分に協議してください。

⑥ 必要面積を算出する。

⑤の必要容器分の底面積の総計が必要面積になります。必要に応じて容器を重ねて保管する場合は、底面積の総計を重ねられる段数で割ったものの総計が必要面積となります。

（各区分によって異なります。） → 25ページ、図2 ごみ容器の配置例 参照

⑦ 作業場所等を設置する。

ア) 作業上必要面積（作業場所）を算出してください。原則として6㎡以上設けてください。（60戸未満については3㎡以上）

* 通路幅は、1,200mm 確保してください。 → 23ページ参照

イ) 洗浄排水設備を設けてください。

面積の規定はありませんが、各容器等を洗浄できる面積を確保してください。

ウ) ア)・イ)の面積を【資料5】「容器及び必要面積算定表」に記入してください。

→ 16ページ参照

* 17ページ『◎作業上必要面積』の数値は、作業場所と通路を合算した数値です。入力する数値は、3㎡や6㎡ではありません。保管場所の大きさやレイアウト、ごみ容器等の配列によって異なりますので、事前協議の中で確認してください。

⑧ 粗大ごみ置き場を設置する。

保管場所内もしくは通路と共用でない場所に、最低3㎡以上設けてください。原則として、1棟につき1箇所設置してください。

* 建築物の規模に見合った面積を確保してください。3㎡で良いということではありません。

(3) 保管場所の配置等を決める。

① 【資料8】「保管場所等の配置例」を参考に、保管場所の配置等を決めてください。

→ 24ページ参照

② (2)の⑥～⑧で算出した面積を確保しつつ、かつ【資料7】「保管場所の構造等の基準」に基づき、利用者の利便性、収集作業の効率等を考慮してください。

→ 21ページ参照

* 「ごみ容器等の配置例」を参考に、ごみ容器及び再利用対象物保管場所を配置してください。扉の幅・通路幅は、1,200 mm 確保してください。

→ 23ページ参照

(4) 設置届と計画書を作成する。

(Ⅰ) 「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」 → 44ページ参照

(Ⅱ) 「資源保管場所等設置計画書」 → 45ページ参照

事業用建築物は(Ⅰ)、共同住宅は(Ⅰ)(Ⅱ)に必要な事項を記入してください。

(5) 念書を作成する。

念書とは、建築物の使用開始後、保管場所の管理・運営が適切に行われるための確認事項を書面で提出するものです。保管場所の使用などについて、円滑な作業運営を確保するために提出してください。

(46ページの記入例を参考に、必要な項目を盛り込み作成してください。)

(6) 委任状を作成する。

委任状は、設計事務所等が「廃棄物保管場所等設置届」に係わる手続きを円滑に行うために提出するものです。

(47ページの雛形を参考に、必要な項目を盛り込み作成してください。)

4 事業用途の建築物の提出書類作成手順

(2ページの保管場所タイプBの建築物)

● 廃棄物保管場所等の面積算出

(1) 【資料 1-2】「用途別床面積内訳書」を作成する。 → 13ページ参照

- ① 各階の用途ごとに床面積を計算してください。
- ② 専有部分（廃棄物排出対象）と共用部分は区別してください。
* 詳細は、清掃事務所に確認してください。

(2) 【資料 5】「容器及び必要面積算定表」を作成する。 → 16ページ参照

<容器の算定表を作成する>

- ① (1) で作成した【資料 1-2】「用途別床面積内訳書」をもとに算定してください。
→ 13ページ参照
- ② 発生する廃棄物の量を算定する。
ア) 原則として【資料 2】「施設用途別廃棄物排出基準」により算定してください。

【資料 2】施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
共同住宅	1.00 kg / 人
飲食店舗	0.20 kg / m ²
物品販売店舗 コンビニ・デパート・スーパー等	0.08 kg / m ²
病院・診療所	
ホテル	0.06 kg / m ²
事務所	0.04 kg / m ²
文化・娯楽	
理容・美容関係	0.03 kg / m ²
学校・保育園・幼稚園	
駐車場	0.005 kg / m ²
会議室・更衣室・トイレ等	0.005 kg / m ²
鉄道駅舎	0.005 kg / 乗降客
共用部分・機械室・PS等	0.00 kg / m ²

- ・ 上記以外の用途については、清掃事務所に確認してください。

- イ) ア) で算定した排出量と過去のデータを利用して、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に区分し、その割合を算定してください。過去のデータがない場合は以下を利用してください。

☆ 各区分の割合と重量

	燃やすごみ	燃やさないごみ
割合	0.65	0.05
1㎡あたりの重量	190 kg	190 kg

- ③ 収集間隔を算定する。
原則として、自己処理又は廃棄物処理業者の収集となります。契約により収集頻度（形態）を決めてください。
* 区の収集を利用することはできません。
- ④ 【資料4】「大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管場所等の設置基準及び処理方法」に基づき、廃棄物の保管設備を決める。 → 14ページ参照

次のいずれかになります。

容器	原則として 60ℓ以下 (11kg) のもの → 15ページ参照。
反転コンテナボックス	原則として 0.7㎡ (133kg) のもの → 26ページ 図3 参照。
自動貯留排出機	排出量、保管日数等に応じて廃棄物を十分に収納できるもの

※ 容器の選定に際しては、清掃事務所と十分に協議してください。

- ⑤ 容器の必要個数を算出する。
ア) ①から④までの数値を使用して、基準個数を算出してください。その基準個数に予備率（40%）を加算したものが、容器の必要個数になります。
* 予備率とは年末年始や災害時などの、収集が曜日どおりに行われない場合を想定したものです。
イ) 自動貯留排出機の場合は、清掃事務所と十分に協議してください。
- ⑥ 必要面積を算出する。
⑤の必要容器分の底面積の総計が必要面積になります。必要に応じて容器を重ねて保管する場合は、底面積の総計を重ねられる段数（2）で割ったものの総計が必要面積となります。
- ⑦ 作業場所等を設置する。
ア) 作業上必要面積（作業場所）を算出してください。原則として、3㎡以上設けてください。（23ページ ごみ容器等の配置例 参照）
* 通路幅は、1,200mm 確保してください。
イ) 洗浄排水設備を設けてください。
面積の規定はありませんが、各容器等を洗浄できる面積を確保してください。
ウ) ア)・イ) の面積を【資料5】「容器及び必要面積算定表」に記入してください。

→ 16ページ参照

* 17ページ『㊟作業上必要面積』の数値は、作業場所と通路を合算した数値です。入力する数値は、3㎡ではありません。保管場所の大きさやレイアウト、ごみ容器等の配列によって異なりますので、事前協議の中で確認してください。

㊟ 粗大ごみ置場を設置する。

保管場所内もしくは通路と共用でない場所に、最低3㎡以上設けてください。原則として、1棟につき1箇所設置してください。

* 建築物の規模に見合った面積を確保してください。3㎡が良いということではありません。

(3) 保管場所の配置等を決める。

① 【資料8】「保管場所等の配置例」を参考に、保管場所の配置等を決めてください。

→ 24ページ参照

② (2)の⑥～⑧で算出した面積を確保しつつ、かつ【資料7】「保管場所の構造等の基準」に基づき、利用者の利便性、収集作業の効率等を考慮してください。

→ 21ページ参照

* 25ページ 図2を参考に、ごみ容器及び資源用コンテナ等を配置してください。扉の幅・通路幅は、1,200 mm 確保してください。

(4) 設置届を作成する。

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」に必要事項を記入してください。

→ 44ページ参照

(5) 念書を作成する。

念書とは、建築物の使用開始後、保管場所の管理・運営が適切に行われるための確認事項を書面で提出するものです。保管場所の使用などについて、円滑な作業運営を確保するために提出してください。

(46ページの記入例を参考に、必要な項目を盛り込み作成してください。)

(6) 委任状を作成する。

委任状は、設計事務所等が「廃棄物保管場所等設置届」に係わる手続きを円滑に行うために提出するものです。

(47ページの雛形を参考に、必要な項目を盛り込み作成してください。)

● 再利用対象物保管場所等の面積算出

2ページのBの建物のうち、事業の用途に供する面積 3,000㎡ 以上の建築物のみ対象になります。

ただし、事業の用途に供する面積 3,000㎡ 未満の建築物に再利用対象物保管場所を設置しなくて良いということではありません。詳しくは、清掃事務所と協議してください。

(1) 必要面積を算出する。

- ① 7ページの廃棄物保管場所等の面積算出(1)で作成した【資料 1-2】「用途別床面積内訳書」に基づき、用途と規模を確認してください。 → 13ページ参照
- ② 【資料 6-1】「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」に基づき、必要面積を算出してください。 → 18ページ参照
 - ア) 同一敷地内に再利用対象物保管場所の設置対象建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに再利用対象物保管場所の面積を算出し、その合計面積を再利用対象物保管場所の必要面積としてください。
 - イ) 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と十分協議を行い了承を得た後に、類似の用途を用いて算定してください。
 - ウ) 専用面積は、10,000㎡ 以上の建築物の場合は、【資料6-2】「再利用対象物保管場所面積計算表」を活用してください。 → 19ページ参照

(2) 再利用対象物保管場所の配置等を決める。

再利用対象物保管場所の位置や構造等を決める。

- ① 【資料 8】「保管場所等の配置例」を参考に、再利用対象物保管場所の配置等を決めてください。 → 24ページ参照
- ② (1)の②で算出した再利用対象物保管場所の面積を確保しつつ、かつ【資料 7】「保管場所の構造等の基準」に基づき、利用者の利便性、収集作業の効率等を考慮してください。 → 21ページ参照
- ③ 作業上必要面積（作業場所）を決めてください。ただし、廃棄物保管場所と隣接する場合は兼用することができます。詳しくは、清掃事務所と協議してください。

(3) 設置届を作成する。

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」に必要事項を記入してください。 → 44ページ参照

5 住宅用途及び事業用途の建築物の提出書類作成手順

(複合ビル・・・2ページの保管場所タイプCの建築物)

(1) 以下の表から、必要な保管場所を確認する。

建築物の規模				必要な保管場所の種類		
				廃棄物 保管場所	再利用 対象物 保管場所	資源 保管場所
延面積 3,000㎡ 以上	事業の用途に 供する面積が 3,000㎡以上	住宅の用途に供する面積が 1,000㎡以上		○	○	○
		住宅の用途に 供する面積が 1,000㎡未満	30戸 以上 の集合住宅	○	○	○
			30戸 未満 の集合住宅	○	○	×
	事業の用途に 供する面積が 3,000㎡未満	住宅の用途に供する面積が 1,000㎡以上		○	×	○
		住宅の用途に 供する面積が 1,000㎡未満	30戸 以上 の集合住宅	○	×	○
			30戸 未満 の集合住宅	○	×	×
延面積 3,000㎡ 未満	住宅の用途に供する面積が 1,000㎡以上			○	×	○
	住宅の用途に供する 面積が1,000㎡未満	30戸 以上の集合住宅		○	×	○
		30戸 未満の集合住宅		×	×	×

(2) それぞれのタイプ別に、手順に従って設置届を作成する。

上記の表のとおり、事業用途部分と住宅用途部分の廃棄物保管場所が、それぞれ必要となる場合があります。4ページの「3 住宅用途の建築物の提出書類作成手順」と7ページの「4 事業用途の建築物の提出書類作成手順」をともに参照し、別々に必要面積を算出してください。

また、事業系廃棄物と家庭系廃棄物では、排出方法・収集方法が異なります。事前に清掃事務所と十分な協議を行い、廃棄物保管場所等は明確に区別できるような構造で設置してください。

(3) 「2 設置届提出の際の必要書類」にて、必要書類を確認する。

→ 3ページ参照

(4) 念書を作成する。

→ 46ページ参照

(5) 委任状を作成する。

→ 47ページ参照

【資料 1-1】用途別床面積内訳書（住宅系）

階 数	部屋タイプ	住 宅				タイプ別床面積 合計
		床面積	人員	戸 数	総人数	
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
階 ~ 階		m ²	人	戸	人	m ²
共用部分等面積						m ²
合 計	—	—	—	戸	人	m ²

【資料 1-2】用途別床面積内訳書（事業系）

部屋タイプ	階数別床面積						容器及び必要面積 算定面積 (床面積合計)
	階～階	階	階～階	階	階～階	階	
事務所	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
飲食店舗	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
物品販売店舗	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
理容・美容関係	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
文化・娯楽	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
デパート・スーパー	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
ホテル	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
学校	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
病院・診療所	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
駐車場	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
鉄道駅舎	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
共用部分等面積	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡
延床面積合計	階～階	㎡	階～階	㎡	階～階	㎡	㎡

* 事業用途や建築物の規模に合わせて加工してください。

【資料 4】

大規模建築物の用途別・規模別・廃棄物保管場所等の設置基準及び処理方法

* 区の収集運搬業務の提供を受ける場合 → 共同住宅

規模別	廃棄物	廃棄物保管設備の種類			処理方法
		容器	反転 コンテナ ボックス	自動貯留 排出機	中央区
100戸 以上	燃やすごみ	△	○	○	○
	燃やさない ごみ	○	×	×	○
100戸 未満	燃やすごみ	○	○	○	○
	燃やさない ごみ	○	×	×	○

- 上記の廃棄物保管設備の種類については、十分に清掃事務所と協議してください。
- 粗大ごみ置場は、3㎡以上 設けてください。

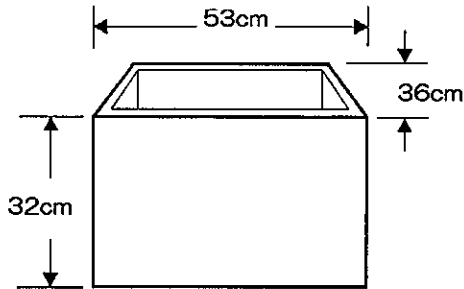
* 区の収集運搬業務の提供を受けない場合 → 事業用建築物

規模別	廃棄物	廃棄物保管設備の種類			処理方法	
		容器	反転 コンテナ ボックス	自動貯留 排出機	自己処理	許可業者
排出日量 1,000 kg 以上	一般廃棄物	○	○	○	○	一般廃棄物 処理業者
	産業廃棄物	○	○	○	○	産業廃棄物 処理業者
排出日量 1,000 kg 未満	一般廃棄物	○	○	○	○	一般廃棄物 処理業者
	産業廃棄物	○	○	○	○	産業廃棄物 処理業者

- 上記以外の廃棄物保管設備を利用する場合は、清掃事務所と協議してください。
- 粗大ごみ置場は、3㎡以上 設けてください。

☆ 容器規格参照図

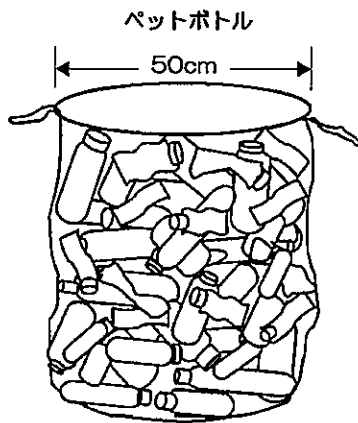
資源用コンテナ (びん・缶)



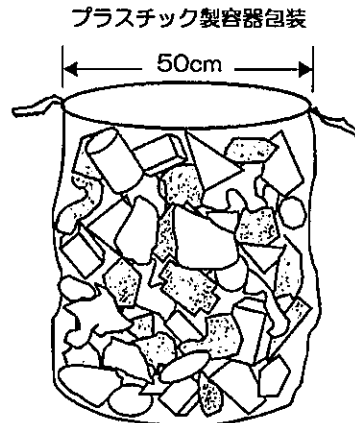
底面積：約 0.2㎡
(0.53m * 0.36m)

容積：約 50ℓ
(0.485m * 0.33m * 0.32m)

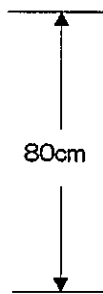
プラ類専用ネット



ペットボトル

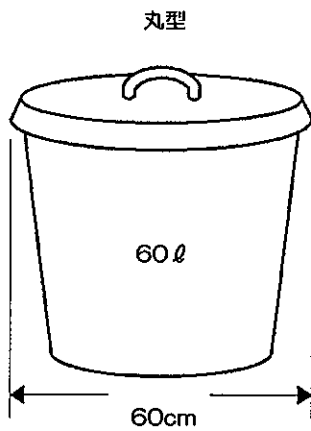


プラスチック製容器包装

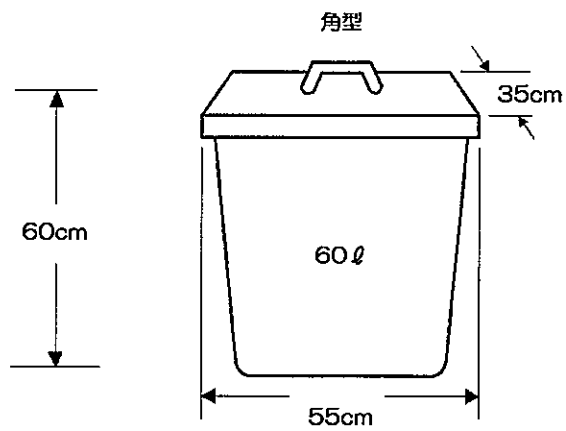


* 底面積：約 0.25㎡ (0.5m * 0.5m) 容積：約 200ℓ (0.25㎡ * 0.8m)

ごみ容器例 (60ℓ)



丸型



角型

* 容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

【資料5】容器及び必要面積算定表

廃棄物と資源の種類ごとの排出量に応じた容器の必要個数を算定して、その必要個数分の容器の底面積の総計が保管場所面積となります。

1. 容器の算定表

用途	廃棄物	基準個数の求め方					必要個数の求め方						
		床面積又は人員数	× 排出量	× ごみ・資源の割合	× 収集間隔	÷ 容器容量	= A	A	× 予備率	= 必要個数			
住宅	燃やすごみ	× 1	kg	× 0.65	× 3 日	÷ 11	kg	= ア	(ア+イ)	× 1.4	=	チ	個
	燃やさないごみ	× 1	kg	× 0.05	× 6 日	÷ 11	kg	= イ					
	古紙	× 1	kg	× 0.15	× 6 日	÷ 9.5	kg	= ウ					
	びん	× 1	kg	× 0.03	× 6 日	÷ 12	kg	= エ					
	缶	× 1	kg	× 0.02	× 6 日	÷ 3	kg	= オ					
	プラ類	× 1	kg	× 0.10	× 6 日	÷ 7	kg	= カ	× 1.4	=	ナ	個	
事務所	燃やすごみ	× 0.04	kg	× 0.65	× 1 日	÷ 11	kg	= キ	燃やすごみ キ+ケ+サ +ス+ソ	×	=	ニ	個
	燃やさないごみ	× 0.04	kg	× 0.05	× 1 日	÷ 11	kg	= ク					
ホテル	燃やすごみ	× 0.06	kg	× 0.65	× 1 日	÷ 11	kg	= ケ	燃やさないごみ	×	=	ニ	個
	燃やさないごみ	× 0.06	kg	× 0.05	× 1 日	÷ 11	kg	= コ					
店舗 (飲食)	燃やすごみ	× 0.20	kg	× 0.65	× 1 日	÷ 11	kg	= サ	燃やさないごみ	×	=	ニ	個
	燃やさないごみ	× 0.20	kg	× 0.05	× 1 日	÷ 11	kg	= シ					
店舗 (物品販売)	燃やすごみ	× 0.08	kg	× 0.65	× 1 日	÷ 11	kg	= ス	燃やさないごみ	×	=	ニ	個
	燃やさないごみ	× 0.08	kg	× 0.05	× 1 日	÷ 11	kg	= セ					
駐車場	燃やすごみ	× 0.005	kg	× 0.65	× 1 日	÷ 11	kg	= ソ	燃やさないごみ	×	=	ニ	個
	燃やさないごみ	× 0.005	kg	× 0.05	× 1 日	÷ 11	kg	= タ					
		キ～タの合計					× 1.4			=			個

2. 必要面積の算出表

住宅	① ごみ容器	容器的直径又は縦	0.35 m	×	容器的直径又は横	0.55 m	×	容器数	ナ	(個)	÷	段数	(2段)	=	m
	② 古紙面積	容器的底面積	0.20 m	×	容器的底面積又は横	(注8、参照)	×	容器数	ツ	(個)	÷	段数	(4段)	=	m
	③ ひん容器	容器的底面積	0.20 m	×	容器的底面積又は横	(注8、参照)	×	容器数	テ	(個)	÷	段数	(4段)	=	m
	④ 缶容器	容器的底面積	0.20 m	×	容器的底面積又は横	(注8、参照)	×	容器数	ト	(個)	÷	段数	(4段)	=	m
	⑤ プラ類専用ネット	容器的底面積	0.25 m	×	容器的底面積又は横	(注8、参照)	×	容器数	ナ	(個)	÷	段数	(2段)	=	m
	⑥ ごみ容器	容器的直径又は縦	0.35 m	×	容器的直径又は横	0.55 m	×	容器数	ニ	(個)	÷	段数	(2段)	=	m
⑦ 廃棄物保管場所 実寸	m	m	⑧ 資源保管場所 (②～⑤の合計)		⑨ 作業上必要面積		⑩ 洗浄排水設備等								
			m	m	m	m	m	m	m	m					
⑪ 相大ごみ置き場 実寸	m	⑫ 再利用対象物保管場所 (20ページから算定)		⑬ 通路等											
		m	m	m	m										
⑭ 計(⑦～⑬の合計)														m	

保管場所の内法 → _____ m
(保管場所内に、相大ごみ置き場がない場合)

- 注1 古紙は、便宜上ひん缶のコンテナ容器による計算とする。
 注2 プラ類は、中央区で貸し出ししているネット袋による換算とする。
 注3 各容器的容量や重ねられる段数は以下のとおりとする。
 注4 Aは、小数点第2位を四捨五入する。基準個数は、Aを切り上げて算出する。
 注5 必要個数は、小数点を切捨てる。
 注6 必要個数が基準個数より少ない場合は、基準個数を必要個数とする。
 注7 必要面積算出の際に容器的を重ねる場合は、必要個数のチ・ナ・ニは偶数に切り上げ、
 ツ・テ・トは4の倍数に切り上げて算定すること。

容器的種類	ポリ容器 (60ℓ)	コンテナ容器 (50ℓ)	専用ネット (200ℓ)
ごみ・資源	燃やすごみ	燃やさないごみ	古紙
容器的重量換算	11 kg	11 kg	9.5 kg
重ね段数 (最大)	2段	2段	4段
専用ネット			専用ネット (200ℓ)
必要面積	0.193 m	0.20 m	0.25 m

※ 反転コンテナボックスは、133kg (0.7立方メートル) を基準とする。

【資料 6-1】再利対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事務所	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
飲食店舗	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
学校	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
病院・診療所	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
物品販売店舗	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
ホテル	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ² 以上
文化・娯楽・理容・美容関係施設等	3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$	16 m ² 以上

注 1 : 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に清掃事務所を確認すること。

注 2 : 対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注 3 : 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注 4 : 対象延床面積が 10,000m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4m²以上とする。

注 5 : 対象延床面積が 10,000m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積の「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とする。ただし、合計面積が 4m²未満となった場合の最低必要面積は、4m²以上とする。

注 6 : 算出にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入とする。

【資料 6-2】再利用対象物保管場所面積計算表（1万㎡以上の建築物のときに使用してください。）

※ 対象延床面積には共用部分を含まないでください。

用途	(I) 各用途別 対象延床面積	(II) 〔建築物全てがその用途とした場合の最低必要面積〕		(III) 1棟に占める 用途別の割合 (a) (b) (c) / (d)	(IV) 最低必要面積 (II) × (III)				
		(d) が、1万㎡以上～5万㎡未満	(d) が、5万㎡以上～10万㎡未満						
事務所	㎡	$4 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 10,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 3 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$16 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 50,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$\frac{(a)}{(b) + (c) + (d)}$	<input type="text" value=""/> ㎡				
飲食店舗	㎡								
学校	㎡								
病院・診療所	㎡								
小計	(a) ㎡								
物品販売店舗	㎡	$4 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 10,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$4 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 10,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$\frac{(b)}{(b) + (c) + (d)}$	<input type="text" value=""/> ㎡				
ホテル	㎡								
小計	(b) ㎡								
文化・娯楽 理容・美容 関係施設等	㎡					$3 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 10,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$11 \text{ ㎡} + \frac{(d) - 50,000 \text{ ㎡}}{10,000 \text{ ㎡}} \times 1 \text{ ㎡} = \text{ } \text{ ㎡}$	$\frac{(c)}{(b) + (c) + (d)}$	<input type="text" value=""/> ㎡
合計	(d) ㎡								
				1	(* 4㎡未満は4㎡) ㎡以上				

* (I) (II) 欄は、小数点第3位を四捨五入する。

* (IV) 欄は、小数点第2位を四捨五入する。

※ 【資料 6-2】「再利用対象物保管場所面積計算表」は、1 万㎡以上の建築物のとき、下記事項に留意して使用してください。 → 19ページ参照

1 1 万㎡以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。
ただし、(Ⅲ) 欄は使用しないでください。

① 該当する用途の対象延床面積を (Ⅰ) 欄に記入し、その数値を合計 (d) にも記入してください。

② ①の数値を (Ⅱ) 欄の用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数点第3位四捨五入) してください。

③ ②の数値を小数点第2位を四捨五入して (Ⅳ) 欄に記入してください。
この数値が保管場所最低必要面積となります。

2 1 万㎡以上で用途が複合する建築物の場合は、次の手順で計算してください。
(【資料6-1】「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」の注5)

① 各用途別の対象延床面積を (Ⅰ) 欄に記入し、合計した数値を (d) に記入してください。

② ①の数値を (Ⅱ) 欄の用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数点第3位四捨五入) してください。ただし、(d) が 10万㎡以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。

* この数値が、各用途別に対象延床面積 (d) があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。

③ (Ⅰ) の各用途別の面積 [(a)、(b)、(c)] と合計面積 [(d)] を (Ⅱ) 欄の(a)~(d)の該当するところに記入してください。

* これが、1 棟に占める用途別の割合となります。

④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して (Ⅳ) 欄に記入し、合計してください。

* この数値が保管場所最低必要面積となります。

【資料 7】 保管場所の構造等の基準

1 廃棄物保管場所の位置・構造について

主なものは、以下のとおりです。詳しくは「大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」を参照してください。 → 35ページ参照

(1) 保管場所の位置・構造

【資料 8】「保管場所等の配置例」の保管場所、図3「反転コンテナボックスの配置例」を参考にしてください。 → 24、26ページ参照

(2) 保管場所の配置・構造基準

- ア) 他の用途と兼用でないこと。
- イ) 廃棄物の種類、排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ) 建築物1棟につき、1ヶ所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- エ) 家庭系廃棄物と事業系廃棄物が別々に保管できること。
- オ) 廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは清掃車両への積み込み、清掃・点検等に必要作業場所を確保すること。
- カ) 運搬車両の通行に支障のない幅員及び高さ確保し、水平な通路に接続する場所に設置すること。
- キ) 換気及び採光ができる構造とすること。
- ク) 出入り口の幅と高さについては、以下の表のとおりとすること。

保管設備等の条件	出入口の幅	出入口の高さ
容器	1,200 mm 以上	2,000 mm 以上
反転コンテナボックス	2,000 mm 以上	2,000 mm 以上
運搬車が建物に進入する場合	3,500 mm 以上	3,000 mm 以上

○ 参考 収集車両の規模 → 清掃車（中央清掃事務所）

車種	全長	全幅	全高	重量
新大型特殊車	7,150 mm	2,300 mm	2,800 mm	11 t
小型プレス車	5,350 mm	1,850 mm	2,400 mm	7 t

- * 全幅にバックミラー分を 800 mm 加える。
- * 傾倒装置付車両は全長に傾倒装置分を 100 mm 加える。
- * 製作誤差（運輸省通達）全長±50mm、全幅±30mm、全高±60mm
- * 反転コンテナを使用する場合及び運搬車両が敷地内に進入する場合は、「新大型特殊車」が進行可能な設計としてください。
- * 業者収集の場合は、車両の大きさを処理業者に確認してください。

- ケ) 通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- コ) 廃棄物の飛散や臭気の流出を防ぐために、囲いや扉を設けること。
- サ) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- シ) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- ス) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- セ) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80 cm から100 cm までとすること。

2 再利用対象物保管場所（事業系）の位置・構造について

主なものは、以下のとおりです。詳しくは「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」を参照してください。 → 39ページ参照

保管場所の設置・構造基準

- ア) 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性を十分考慮すること。
- イ) 敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分に考慮すること。
- ウ) 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- エ) 再利用対象物の種別、収集、運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することも可。
- オ) 耐久性を考慮した構造とすること。
- カ) 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- キ) 再利用対象物の種類や、使用上の注意事項を表示するとともに、棚や仕切り板等により再利用対象物の種類を区分すること。
- ク) 換気や採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

3 資源保管場所（共同住宅）の位置・構造について

主なものは、以下のとおりです。詳しくは「中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱」を参照してください。 → 40ページ参照

保管場所の設置・構造基準

- ア) 他の用途と兼用ではなく、資源の種類、排出量、保管日数等に応じて、資源が十分収納できること。
- イ) 建築物1棟につき、一か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される資源を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- ウ) 廃棄物保管場所と区別し、資源の搬入又は搬出がしやすいこと。
- エ) 構造は、資源の飛散や悪臭、排水等により当該建築物及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように配慮すること。

オ) 原則として、作業場所は 6 m² 以上を確保していること。なお、60戸未満の集合住宅については 3 m² 以上とする。

ただし、6 m² (3 m²) 確保すればよいということではありません。

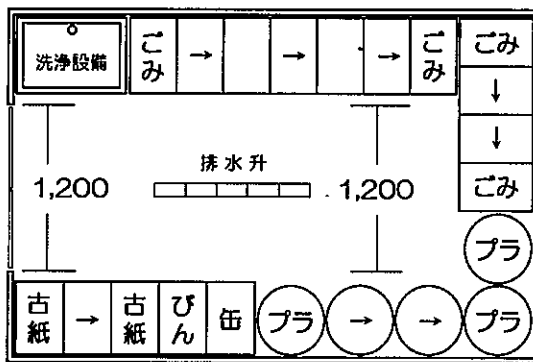
* 17ページ【資料5】『㊟作業上必要面積』の数値は、作業場所と通路を合算した数値です。入力する数値は、6m² (3m²) ではありません。保管場所の大きさやレイアウトやごみ容器等の配列によって異なりますので、事前協議の中で確認してください。

カ) 資源保管場所及び作業場所を一体のものとする。ただし、資源保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置し、廃棄物保管場所に十分な作業場所があると認められる場合は、資源保管場所の作業場所と廃棄物保管場所の作業場所を兼用することができる。

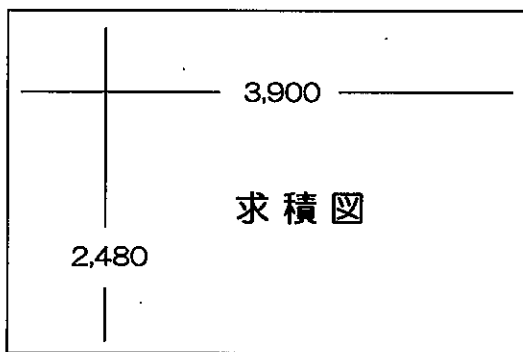
ごみ容器等の配置例

* ごみ容器の規格に十分注意して、次のような配置にすること。

- ・【資料1-1】「用途別床面積内訳書」(住宅系)より、総人員数を80人と仮定した場合。
- ・【資料5】「容器及び必要面積算定表」から下記の面積をもとに容器を配置する。



- ・廃棄物保管場所 (内法) 9.42 m²
- ・作業上必要面積 3.00 m²
- ・洗浄設備 0.45 m²
- ・通路等 1.85 m²



- ・廃棄物保管場所の面積は、内法で求積してください。
- ・PS等は除いて求積してください。

燃やすごみ	22 個	→	2 段	→	11 個	→	2.12 m ²
燃やさないごみ							
古紙	10 個	→	4 段	→	3 個	→	0.60 m ²
びん	2 個	→	4 段	→	1 個	→	0.20 m ²
缶	4 個	→	4 段	→	1 個	→	0.20 m ²
プラ類	9 個	→	2 段	→	5 個	→	1.25 m ²

【資料 8】 保管場所等の配置例

図 1 保管場所の配置図

道路に面しており、敷地内に収集車両が進入して作業ができる位置に設置すること。
 なお、十分な面積の持出場所及び作業場所を確保すること。具体的には、下図の2つの例
 を参考に清掃事務所と協議してください。

- A 図 . . . 敷地内に車両が進入できる最良の例
 (50戸以上などの容器数の多い場合は、この例が望ましい。)
- B 図 . . . 敷地内に車両が進入できない場合

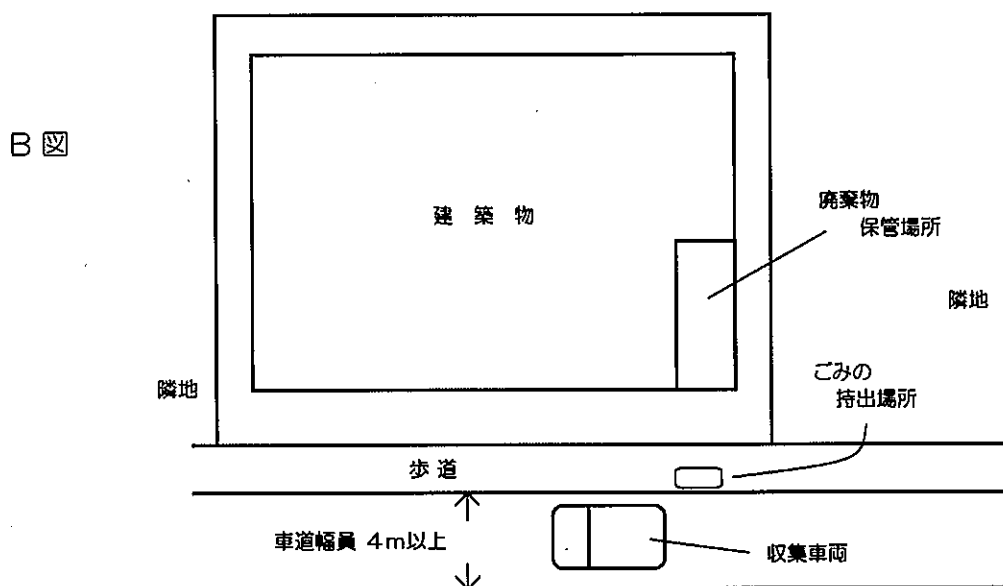
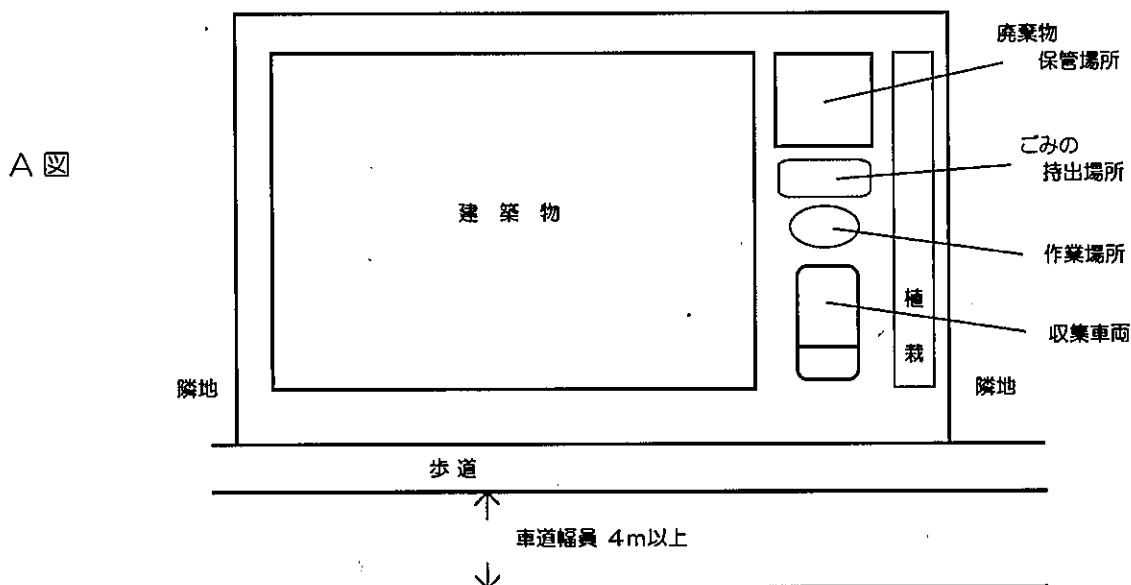
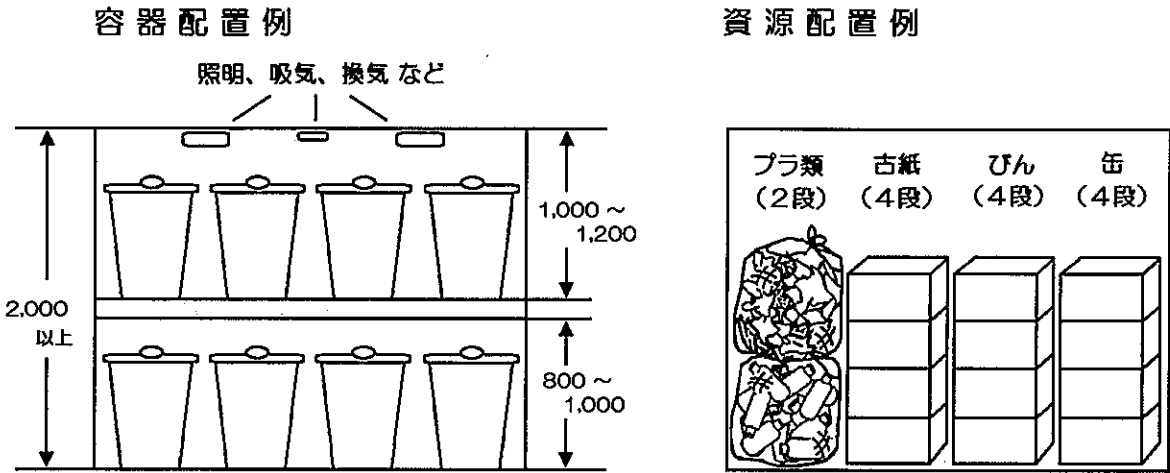


図 2



I. 原則として、1段構造が望ましい。

II. 2段構造の場合、棚の高さは80cm以上1m以下とする。

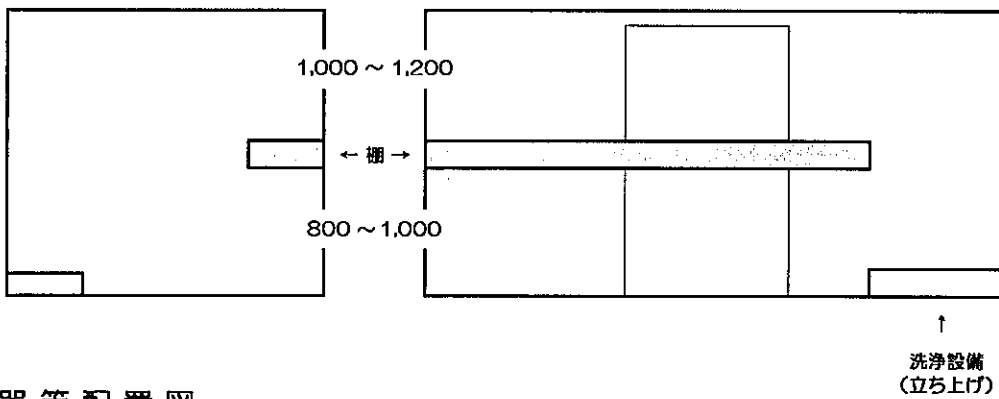
III. 天井の高さは、2m以上確保すること。

○ 原則として、下記の段数以上に容器は重ねられません。

- ・ ゴミ容器 → 2段 (棚あり)
- ・ 資源コンテナ → 4段 (棚なし)
- ・ プラ類 → 2段 (棚なし)

○ その他 構造や配置については、清掃事務所と協議してください。

断面図



容器等配置図

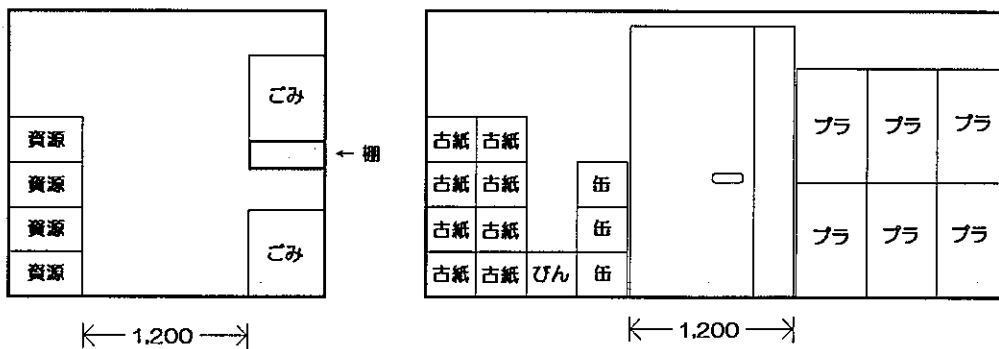
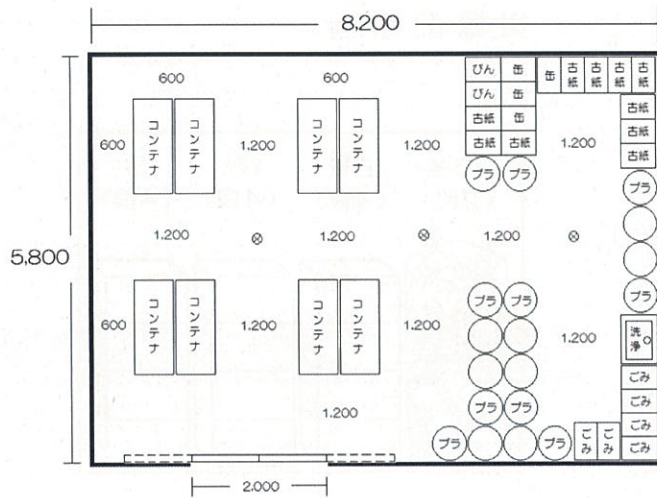


図3 反転コンテナボックスの配置例



縮尺 およそ 1/100

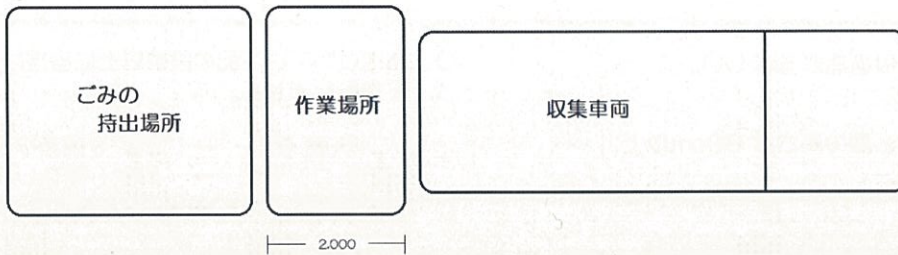
* 部屋面積別人員数の合計が、400人の場合

→ 最低 48.00 m² の保管場所は必要
(有効面積)

反転コンテナ	8個		} 16個
燃やさないごみ	11個	6個	
古紙	38個	10個	
びん	6個	2個	
缶	16個	4個	
プラ	35個	18個	

* 扉の幅・・・2,000 mm 以上

* 通路幅・・・1,200 mm 以上



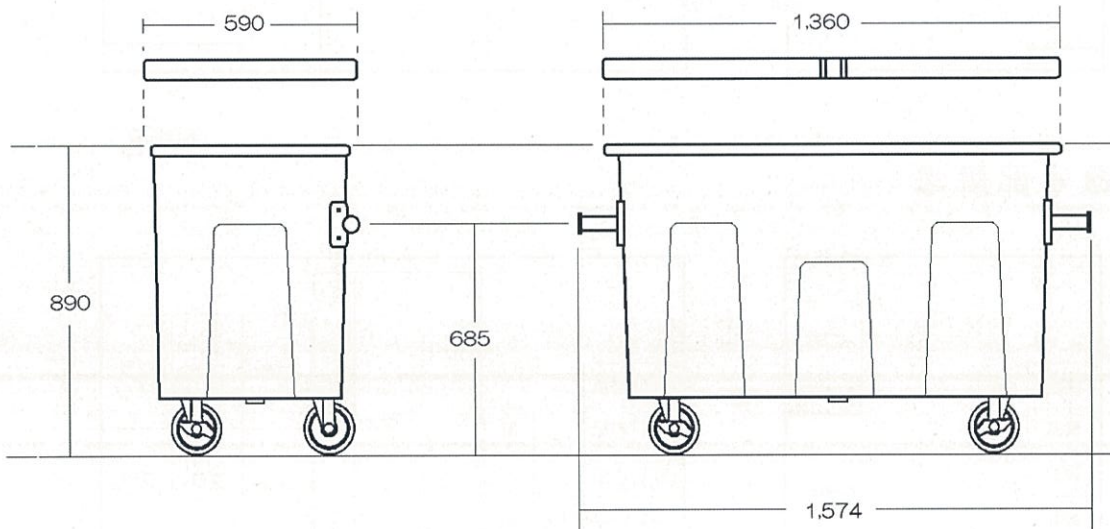
* 反転コンテナでの収集は、敷地内に十分なごみの持出場所及び作業場所が必要になります。

反転コンテナボックス

本 体	容量	0.70 m ³	133 kg
	横幅	1,360 mm	± 10 mm
	奥行	590 mm	± 10 mm
	高さ	890 mm	± 10 mm

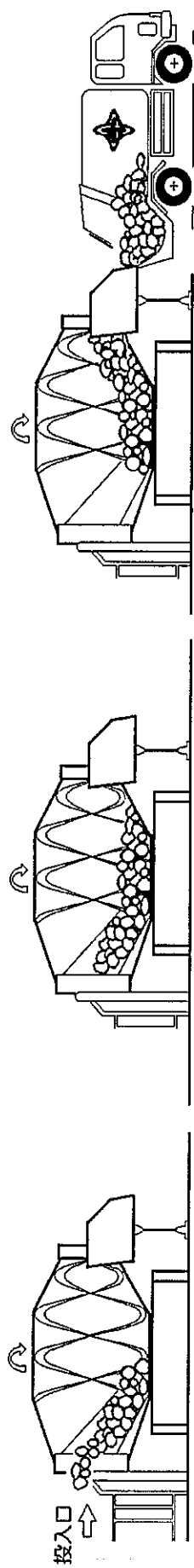
傾倒軸	長さ	1,574 mm	± 10 mm
	高さ	685 mm	± 10 mm

* フタは、取り外しができること。



参考図 【自動貯留排出機による方式】

I. ドラム方式

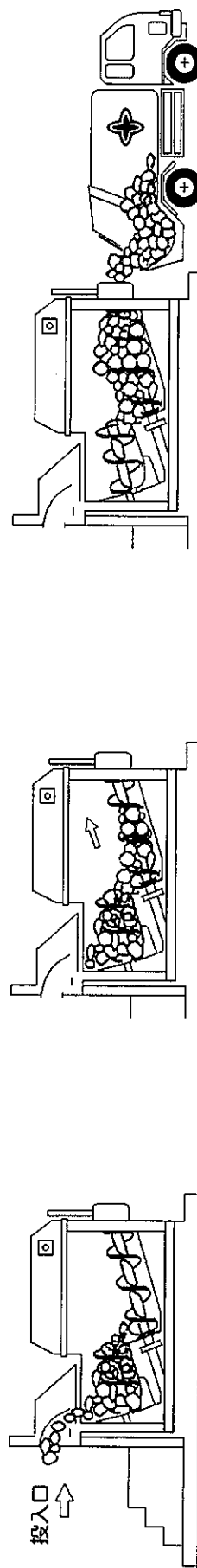


投入口より、ごみを投入します。

ドラムの回転により、
ごみは出口方向に移動します。

ドラムの回転により、
ごみをごみ収集車に詰め替えます。

II. スクリュー方式



定容量バケツ投入口より、
ごみを投入します。

投入スクリューが回転して、
ごみは貯留室の前方に移動します。

スクリューの回転により、
ごみをごみ収集車に積み替えます。

Ⅲ 工事完了後の手続きについて

1 清掃事務所に連絡する。

工事完了後（おおむね確定後）、清掃事務所にその旨を連絡してください。その際、廃棄物保管場所等の完了検査の日程を調整します。共同住宅の場合は、引渡し日の1ヶ月程度前には完了検査を受けるようにしてください。（反転コンテナ及び自動貯留排出機の場合は、引渡し日の2ヶ月程度前）

2 廃棄物保管場所等の完了検査を行う。

- (1) 当日は、提出された設置届の図面どおりに廃棄物保管場所及び粗大ごみ置場が設置されているか、確認させていただきます。

設計者・その他の関係者、特に建物の管理者に立ち会っていただけるようお願いいたします。

検査時に「必要個数分のごみ容器等」を準備する必要はありません。ただし、反転コンテナ及び自動貯留排出機を設置した保管設備の場合は、ごみ収集車両での検証が必要となります。

- (2) 共同住宅の場合は、区の収集となります。入居開始以降に必要な以下のものをお持ちします。

- ア) 収集曜日看板（保管場所掲示用）
- イ) 資源用コンテナ（びん用・缶用）
- ウ) プラ類専用ネット（プラマーク用・ペットボトル用）
- エ) 入居者配布用パンフレット（住戸数分＋予備）

* 「ごみ」と「資源」の分け方・出し方

その際に「入居開始日」「収集開始日」等の確認をさせていただきます。また、ごみの持出場所（集積所）の確認も行います。

- (3) 事業用建築物の所有者の方は、条例（要綱）に基づき以下の書類の提出が必要になります。（延べ床面積 1,000 m² 以上）
完了検査時にお渡しします。

- ア) 「廃棄物管理責任者選任届」
- イ) 「再利用計画書」もしくは「再利用実績表」

IV 関係文書

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）	30
中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抄）	32
大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	35
事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準	39
中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱	40

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第十八条 事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物から事業系一般廃棄物を排出する者は、その事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建築しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建築主」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建築主は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告等）

第二十条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第十八条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物の建築主が同条第六項の規定に違反していると認めるとき、又は自動販売機管理者が前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者、当該事業用大規模建築物の建築主又は当該自動販売機管理者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第二十一条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（搬入禁止等）

第二十二条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十條の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の区長の指定する処理施設への搬入を禁止し、又は収集若しくは運搬を拒否することができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第四十一条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項の保管場所に集めなければならない。

第五節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第五十条 区規則で定める大規模建築物を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建築主は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建築主が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建築主に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第一項に規定する建築物から一般廃棄物を排出する者は、その一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第七章 罰則

第七十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十一条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第四十二条(第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 三 第四十五条(第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 四 第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十五条 第三十九条(第四十六条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第五十条第一項の規定による届出をしなかった者
- 二 第六十条の規定に違反した者

第七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成四年東京都条例第四百十号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に都条例の規定により東京都知事に対してされている許可の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により区長が行った処分等の行為又は区長に対してされている申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例の相当規定により区長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行前に東京都中央区自動販売機の設置指導要綱(平成十年六月二十六日十中環環第百七十七号)第五条の規定により区長に対してした届出は、第十九条第三項の規定により区長に対してしたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に都条例第五十八条の二又は第五十八条の三の規定により東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、施行日以後三月の間は、区長が収集及び運搬をする廃棄物に添付するものに限り、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定により区長が交付したものとみなす。
- 6 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料については、施行日以後六年の間、区長は、区規則で定めるところにより、第六十三条第一号から第四号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(抄)

(事業用大規模建築物)

第四条 条例第十八条第一項の区規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の建築物とする。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第七条 条例第十八条第四項及び第六項の区規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- 二 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- 三 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 五 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第八条 条例第十八条第六項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(別記第三号様式)により、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(改善勧告等)

第十四条 条例第二十条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所及び特別出張所の掲示場に掲示して行うものとする。

(搬入禁止等)

第十六条 区長は、条例第二十二条の規定に基づき事業系一般廃棄物の区長の指定する処理施設への搬入を禁止し、又は収集若しくは運搬を拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建築主に対し、書面により通知するものとする。

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第二十一条 条例第三十四条第二項に規定する家庭廃棄物又は条例第三十六条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(以下この項において「廃棄物」という。)を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 容量が九十リットル以下であること。
- 二 軽量で持ち運びが容易であること。
- 三 廃棄物の収納、容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- 四 ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- 五 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- 六 収集作業の際の操作が容易であること。
- 七 その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

2 前項の基準による容器の持ち出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。

- 一 容量が九十リットル以下であること。
- 二 耐水性があり、丈夫なものであること。
- 三 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- 四 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第二十六条 条例第四十一条第二項の区規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- 二 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 三 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 五 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- 六 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- 七 中央区（以下「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み込みが容易な構造であること。
- 八 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第三十五条 条例第五十条第一項の区規則で定める大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- 一 延べ面積三千平方メートル以上の建築物
 - 二 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 千平方メートル以上の建築物
 - 三 三十戸以上の集合住宅
- 2 条例第五十条第一項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第三号様式）により、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
 - 3 条例第五十条第二項の区規則で定める基準は、第二十六条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - 一 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - 二 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。
 - 4 条例第五十条第三項に規定する保管場所等の設置等の命令は、書面により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成五年東京都規則第十四号。以下「都規則」という。）の規定により東京都知事が行った承認等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの規則の施行の際現に都規則の規定により東京都知事に対してされている承認の申請その他の行為（以下「申請等

の行為」という。)で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この規則の相当規定により区長が行った処分等の行為又は区長に対してされている申請等の行為とみなす。

- 3 この規則の施行前に都規則の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この規則の相当規定により区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。
- 4 この規則の施行前に東京都中央区自動販売機の設置指導要綱(平成十年六月二十六日十環環第百七十七号)第七条第一項の規定により区長が交付した確認済証は、第十三条第一項の規定により区長が交付したものとみなす。
- 5 条例附則第六項の規定による一般廃棄物処理業の許可手数料の減額及び免除は、次により行うものとする。
 - 一 他の特別区に同時に許可申請する場合で、区における一般廃棄物の処理量がいずれかの当該他の特別区の一般廃棄物の処理量より少ない場合 免除
 - 二 他の特別区で許可を受けている事業範囲及び許可期限で、許可申請をする場合 免除
 - 三 前二号に準ずるものとして、区長が許可手数料を減額し、又は免除することが相当であると認める場合 減額又は免除
- 6 この規則の施行前に都規則の規定により作成された様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

(目的)

- 第1条 中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成12年3月中央区規則第24号。以下「規則」という。)第35条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の一般廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

(定義)

- 第2条 一般廃棄物の保管場所とは、一般廃棄物(粗大ごみを除く。)を保管する場所(以下「廃棄物保管場所」という。)及び粗大ごみを保管する場所(以下「粗大ごみ集積所」という。)をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

- 第3条 他の用途と兼用であってはならない。
- 2 一般廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物を十分収納できなければならない。
 - 3 建築物1棟につき、1か所以上設置しなければならない。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される一般廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
 - 4 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物が、別々に保管できなければならない。
 - 5 一般廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要作業場所を確保しなければならない。
 - 6 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置しなければならない。
 - 7 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から一般廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、かつ、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置しなければならない。

(廃棄物保管場所の構造基準)

第4条 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にし、かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造としなければならない。

- 2 換気及び採光ができる構造としなければならない。
- 3 原則として、運搬車が横付け又は内部へ進入できる構造としなければならない。
- 4 出入口の幅及び高さは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を1.2メートル以上とし、高さを2.0メートル以上とすること。
 - (2) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上とし、高さを2.0メートル以上とすること。
 - (3) 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上とし、高さを3.0メートル以上とすること。
- 5 耐久性があり、周囲と調和する構造でなければならない。
- 6 床の通路と接続する部分は、水平かつ通路と同一平面でなければならない。

(廃棄物保管場所の附帯設備基準)

第5条 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、一般廃棄物の種類に応じて適切な保管場所ができなければならない。

- 2 一般廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けなければならない。ただし、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等も設けなければならない。
- 3 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置しなければならない。
- 4 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置しなければならない。
- 5 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置しなければならない。
- 6 棚を設置する場合は2段とし、高さは80センチメートルから100センチメートルまでとしなければならない。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第6条 区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 容器の場合

ア 規則第21条第1項に規定する基準に適合すること。

イ 容量は、原則60リットル以下とすること。

(2) 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

ア 容量は、0.7立方メートルとすること。

イ 大きさは、次のとおりとすること。

本体	横幅	1,360 ±10ミリメートル
	奥行き	590 ±10ミリメートル
	高さ	890 ±10ミリメートル
傾倒軸	長さ	1,574 ±10ミリメートル
	高さ	685 ±10ミリメートル

ウ 材質は、繊維強化プラスチック (FRP) 又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

エ 折りたたみ式のふたを付けること。

オ 底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口を取り付けること。

カ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

(3) 自動貯留排出機の場合

ア 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

イ 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

ウ 構造は密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、並びに騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

エ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。

オ 運搬車への排出の際に、一般廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

カ 原則として一般廃棄物を圧縮する機能を有すること。

キ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

2 区の収集運搬業務の提供を受けない場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 容器の場合

第 1 項第 1 号の規定を準用する。

(2) 反転コンテナの場合

第 1 項第 2 号の規定を準用する。

(3) 自動貯留排出機の場合

第 1 項第 3 号の規定を準用する。

(4) 車両搭載式コンテナの場合

ア 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 運搬車に適合する仕様であること。

ウ 密閉式の場合は、原則として、一般廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(5) その他の設備の場合

ア 容量は、一般廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、一般廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第 7 条 原則として、次の各号に定めるところによる。

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 住宅が 100 戸未満の場合

燃やすごみは、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

燃やさないごみは、容器又は自動貯留排出機とすること。

イ 住宅が 100 戸以上の場合

燃やすごみは、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

燃やさないごみは、容器又は自動貯留排出機とすること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合

第6条第2項に定める設備とすること。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合

容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で反転コンテナを設置するとき及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合で容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に清掃事務所と十分協議しなければならない。

(一般廃棄物(粗大ごみを除く)の排出量の算定基準)

第8条 一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとし、また、住宅の場合にあっては、一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量に中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱(平成10年7月1日9中環環第374号)の第2条第1号に規定する資源の排出量を含むものとする。

2 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

3 燃やすごみ及び燃やさないごみの割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 家庭廃棄物の場合は、一般廃棄物(粗大ごみを除く)の一人当たりの排出日量を1としたとき燃やすごみ0.65、燃やさないごみ0.05とし、ディスポーザー(生ゴミ処理機及び生ゴミ処理システム)を設置する場合であっても、燃やすごみの割合は不変とする。

(2) 事業系一般廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く)の1平方メートル当たり(鉄道駅舎の場合は乗降客一人当たり)の排出日量を1としたとき燃やすごみ0.65、燃やさないごみ0.05とする。

4 一般廃棄物(粗大ごみを除く)の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを190キログラムとする。

(廃棄物保管場所面積の最低基準)

第9条 容器等の保管及びその清掃・洗浄等を行える場所として、原則として最低3平方メートル以上を確保しなければならない。

(粗大ごみ集積所設置基準)

第10条 粗大ごみの種類、排出量、保管日数等に応じて、粗大ごみが十分収納できる面積であり、かつ、原則として最低3平方メートル以上なければならない。

2 建築物1棟につき1か所以上設置しなければならない。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される一般廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

3 通路と共用であってはならない。

附 則

この設置基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この設置基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この設置基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この設置基準は、平成25年4月1日から施行する。

事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

(趣旨)

第1条 中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「条例」という。)第18条第4項及び第6項に基づき、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(以下「規則」という。)第7条に規定する再利用対象物の保管場所(以下「保管場所」という。)の設置基準について必要な事項を定める。

(再利用対象物保管場所面積の算出基準)

第2条 規則第7条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、別表「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」による。

(保管場所の配置)

第3条 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率に十分配慮しなければならない。

- 2 敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置しなければならない。
- 3 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置しなければならない。
- 4 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けなければならない。
- 5 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保しなければならない。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができるものとする。

(保管場所の構造)

第4条 保管場所は、耐久性を考慮した構造としなければならない。

- 2 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、一般廃棄物の混入及び一般廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分しなければならない。
- 3 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにしなければならない。

- 4 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えなければならない。
- 5 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（クイヤストッパー等）を設置するよう努めなければならない。

(保管場所の維持管理)

- 第5条 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行わなければならない。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- 2 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じなければならない。
 - 3 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じなければならない。
 - 4 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理しなければならない。

附 則

この設置基準は、平成20年4月1日から施行する。

中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、中央区に集合住宅を建築しようとする者に対し、資源保管場所等の設置を指導するために必要な事項を定め、資源の効率的な再利用を促進し、区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 区が実施する資源回収事業の回収対象物及び次条に定める規模の集合住宅入居者により構成される集団回収団体の回収対象物であり、かつ、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 古紙 新聞紙、雑誌、段ボール等
 - イ びん 飲料用又は食料用のガラス製の容器
 - ウ 缶 飲料用又は食料用のスチール製容器及びアルミ製容器
 - エ プラスチック類 ペットボトル及びプラスチック製の容器包装
- (2) 資源保管場所等 次のア及びイに掲げるものをいう。
 - ア 資源保管場所 資源を一時的に保管しておくための場所
 - イ 作業場所 資源の荷さばき・選別等に必要な場所
- (3) 建築主 集合住宅に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をするものをいう。
- (4) 建築主等 集合住宅の建築主、所有者又は所有者から委託を受けて当該建築物の管理を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する集合住宅に適用する。

- (1) 延べ面積3,000平方メートル以上の集合住宅
- (2) 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の集合住宅
- (3) 住戸が30戸以上の集合住宅

(区長の責務)

第4条 区長は、家庭系を中心とする資源のリサイクルを推進するとともに、資源の効率的な再利用の促進に努めなければならない。

(建築主の責務)

第5条 建築主は、第3条に規定する集合住宅を建築しようとする場合は、あらかじめ区長に申し出て、当該建築物への資源保管場所等の設置について協議を行うとともに、資源保管場所等設置計画書（別記様式）を提出しなければならない。

2 建築主は、前項に規定する計画書提出後、当該建築物に関する権利を他人に譲渡した場合は、当該計画書の内容等をその者に承継させなければならない。

(設置基準)

第6条 建築主は、第3条に規定する集合住宅を建築しようとする場合は、次に掲げる基準により資源保管場所等を当該建築物内又はその敷地内に設置しなければならない。

- (1) 他の用途と兼用ではなく、資源の種類、排出量、保管日数等に応じて、資源が十分収納できること。
- (2) 建築物1棟につき、一か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される資源を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (3) 廃棄物保管場所と区別し、資源の搬入又は搬出がしやすいこと。
- (4) 構造は、資源の飛散や悪臭、排水等により当該建築物及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように配慮すること。
- (5) 原則として、作業場所は6平方メートル以上を確保していること。ただし、60戸未満の集合住宅については3平方メートル以上とする。
- (6) 資源保管場所及び作業場所を一体のものとする。ただし資源保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置し、廃棄物保管場所に十分な作業場所があると認められる場合は、資源保管場所の作業場所と廃棄物保管場所のそれとを兼用することができる。

(資源保管場所面積の算定方法)

第7条 前条の基準により設置する資源保管場所等の面積は、別表に定める算定方法による。

(入居者への説明)

第8条 第3条に規定する集合住宅の建築主等は、資源保管場所等の使用方法について入居者に説明し確認させなければならない。

(勧告)

第9条 区長は、建築主等が第5条第1項に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。

2 区長は、必要があると認める場合は、建築主等に対し、計画書の実施状況の履行状況について、報告を求めることができる。この場合において、建築主等が区との合意事項を履行していないときは、区長は、その合意事項を厳守するよう勧告することができる。

附 則

この要綱は平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

※一部、別表等は省略してあります。

V 設置届等

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

「資源保管場所等設置計画書」

再利用対象物保管場所設置届
兼 廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

(あて先) 中央区長

住所
(建築主) 氏名 (印)
電話番号 ()

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第18条第6項 第50条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1、建築物の概要

設計者	住所 氏名 電話番号 ()		
工事施工者	住所 氏名 電話番号 ()		
建築物の所在地	中央区		
建築物の名称	(仮称)		
建築物の用途	(住宅用途) 戸		
構造	造、 地上 階、 地下 階		
敷地面積	m ²	延べ床面積	住宅用途 m ²
延べ床面積	m ²	(内訳)	事業用途 m ²
予定年月日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2、再利用対象物保管場所 (条例第18条第6項関係)

再利用対象物保管場所	地上・地下、 階、 箇所、	m ²
------------	---------------	----------------

3、廃棄物保管場所等 (条例第50条 第1項関係)

廃棄物保管場所	地上・地下、 階、 箇所、	m ²
粗大ごみ置場	地上・地下、 階、 箇所、	m ²

保管設備	ポリ容器・反転コンテナ・自動貯留機	
	丸・角、ポリ容器	個
	容器算定必要個数	個
清掃車両 通行道路	公道	m
	私道	
洗浄排水設備	洗浄、	箇所
	排水、	箇所

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

年 月 日

(あて先) 中央区長

住所

建築主 氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者名)

電話 ()

資源保管場所等設置計画書

資源保管場所を設置するので、中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱第5条第1項の規定により、提出します。

建築物の建築予定地	
建築物の用途	
住戸数	
資源保管場所等の規模	資源保管場所 m²
	作業場所 m²
資源保管場所等の位置及び設置予定図	
※受付年月日	年 月 日 ()
※備考	

※印の欄には記入しないでください。

念 書 (記入例)

私は、(住所)に建築します建築物(名称)の廃棄物保管場所に関し、下記について厳守することを約束いたします。

記

- 1 廃棄物保管場所に収集車両(清掃車)が進入または横付けできません。したがって、収集曜日当日に、建物の管理者等が容器を別図(配置図)のごみ持出場所まで責任をもって持ち出します。収集後には速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 廃棄物保管場所・ごみ持出場所及び容器等は、常に清潔を保つようにいたします。
- 3 ごみ容器の取り扱い及び持出場所等の管理については、収集業務に支障のないようにするとともに、近隣の建物等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することを約束いたします。
- 4 事業系廃棄物は、業者による収集といたします。まだ、委託業者が決まっていないので、事業開始までに収集運搬許可業者と契約し、適正に処理いたします。
- 5 廃棄物保管場所・ごみ持出場所及び容器等は、常に清潔を保つため、その管理を管理会社(管理組合)等に委託することをお約束いたします。
- 6 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけのごみ容器を完備いたします。
- 7 建物を分譲、または管理を業務委託した後も、上記の項目に係わる件については、責任をもって解決いたします。

年 月 日

(あて先) 中央区長

建築主 住所
氏名

印

委任状（雛形）

私は、を代理人に定め
下記に関する権限を委任いたします。

記

- 1 廃棄物保管場所等の設置要領に関する手続き
廃棄物保管場所等の設置要領に関する変更手続き

- 2 上記1の業務に関する手続き・手続き関係図書の訂正及び交付される文書の受領

- 3 建築物の名称

（仮称）

建築物の地名地番

（あて先）中央区長

年 月 日

建築主 住所
氏名

㊞

廃棄物保管場所等の設置要領

刊行物登録番号

30-110

発行日 平成31年3月

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所
東京都中央区京橋一丁目19番6号
電話 03-3562-1521

